



発行 東京都

目次

規則

○租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務施行細則の一部を改正する規則.....(都市整備局市街地整備部区画整理課).....一

告示

○市街地再開発組合の設立認可(三件).....(都市整備局市街地整備部再開発課).....一

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(三件).....(環境局環境改善課).....二

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除.....(同).....五

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除(四件).....(環境局環境改善課).....六

○農用地利用配分計画の縦覧.....(産業労働局農林水産部農業振興課).....〇

公告

○開発行為に関する工事完了.....(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課).....二

○土地収用法による収用の裁決手続開始.....(東京都収用委員会).....二

正誤

○平成二十八年三月三十一日付東京都条例第五十九号.....三
○平成二十八年三月三十一日付東京都条例第六十号.....三
○平成二十八年三月三十一日付東京都条例第六十七号.....三

規則

租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務施行細則の一部を改正する規則を公布する。
平成二十八年四月十三日
東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第七十六号

租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務施行細則の一部を改正する規則
行細則の一部を改正する規則

租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務施行細則(昭和四十九年東京都規則第五十九号)の一部を次のように改正する。
第二条第二項第六号中「第十三条の三第八項第二号」を「第十三条の三第十項第二号」に、「第二十一条の十九第九項第二号」を「第二十一条の十九第十一項第二号」に改め、同条第四項の表造成計画平面図の項及び排水施設設計画平面図の項中「勾配」を「勾配」に改め、同表がけの断面図の項中「勾配」を「勾配」に改め、同表擁壁の断面図の項中「勾配」を「勾配」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

●東京都告示第八百二十三号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第十一条第一項の規定に基づき武蔵小山駅前通り地区市街地再開発組合の設立を認可したので、同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。
平成二十八年四月十三日
東京都知事 外 添 要 一

一 組合の名称

武蔵小山駅前通り地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

平成二十八年四月十三日から平成三十三年三月三十一日まで

三 施行地区

品川区小山三丁目地内

四 事務所所在地

品川区小山三丁目六番十九号

五 設立認可の年月日

平成二十八年四月十三日

六 事業年度

四月一日から翌年三月三十一日まで

七 公告の方法

事務所の掲示板に掲示し、特に必要があるときは、官報に掲載してこれを行う。

八 権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期限
平成二十八年五月十二日

●東京都告示第八百二十四号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第十一
第一項の規定に基づき虎ノ門駅前地区市街地再開発組合の
設立を認可したので、同法第十九条第一項の規定により、
次のように告示する。

平成二十八年四月十三日

東京都知事 舩 添 要 一

一 組合の名称

虎ノ門駅前地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

平成二十八年四月十三日から平成三十三年三月三十一
日まで

三 施行地区

港区虎ノ門一丁目地内

四 事務所の所在地

港区虎ノ門一丁目五番十六号

五 設立認可の年月日

平成二十八年四月十三日

六 事業年度

四月一日から翌年三月三十一日まで

七 公告の方法

事務所の掲示場のほか、組合が適当と認める場所に掲
示するものとし、特に必要があるときは官報に掲載して
これを行う。

八 権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期
限

平成二十八年五月十二日

●東京都告示第八百二十五号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第十一
第一項の規定に基づき千住一丁目地区市街地再開発組合の
設立を認可したので、同法第十九条第一項の規定により、
次のように告示する。

平成二十八年四月十三日

東京都知事 舩 添 要 一

一 組合の名称

千住一丁目地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

平成二十八年四月十三日から平成三十二年九月三十日
まで

三 施行地区

足立区千住一丁目地内

四 事務所の所在地

足立区島根一丁目二番三号

五 設立認可の年月日

平成二十八年四月十三日

六 事業年度

四月一日から翌年三月三十一日まで

七 公告の方法

事務所の掲示板に掲示し、特に必要があるときは、官
報に掲載してこれを行う。

八 権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期
限

平成二十八年五月十二日

●東京都告示第八百二十六号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一
第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお
り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしない
ればならない区域（以下「形質変更時要届出区域」とい
う。）を指定するので、同条第三項において準用する同法
第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年四月十三日

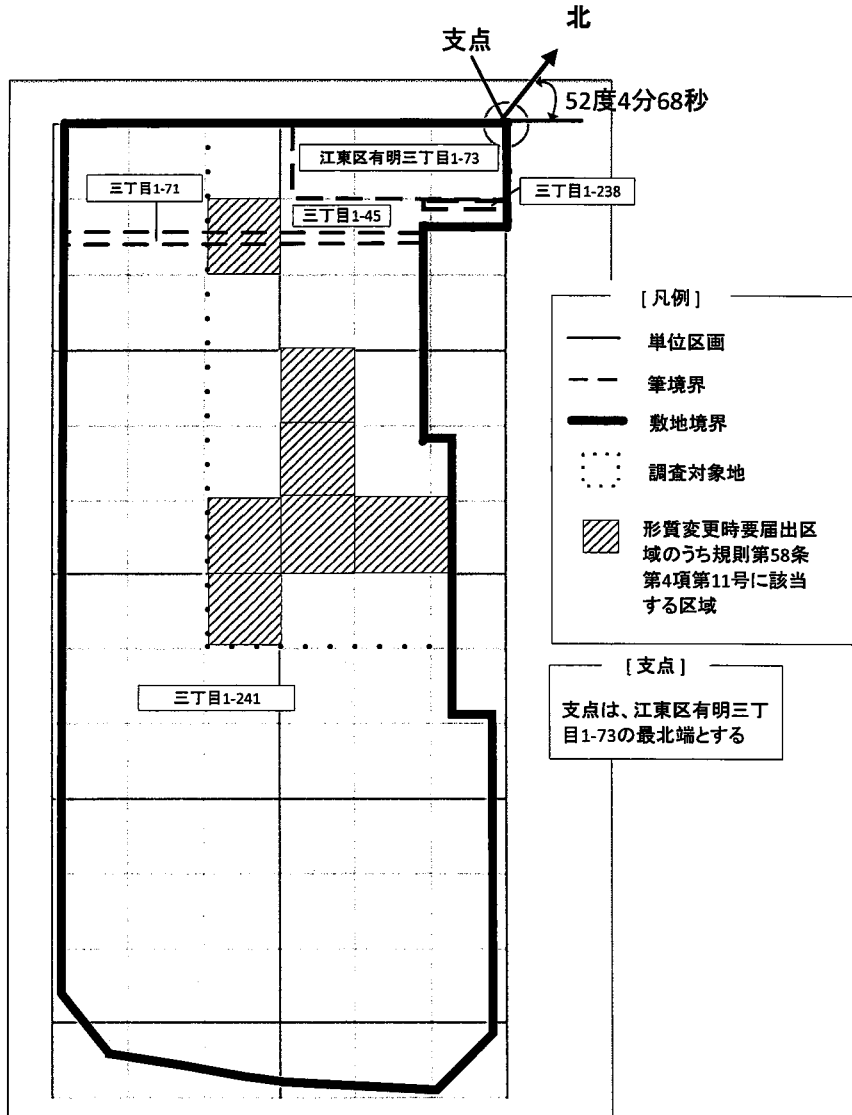
東京都知事 舩 添 要 一

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（江東区有明三
丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十
九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準
に適合していない特定有害物質の種類 砒素及びその化
合物

三 その他 この告示により指定する形質変更時要届出区
域は、規則第五十八条第四項第十一号に該当する。

別図



【格子の回転角度(52度4分68秒)】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向および南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第八百二十七号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

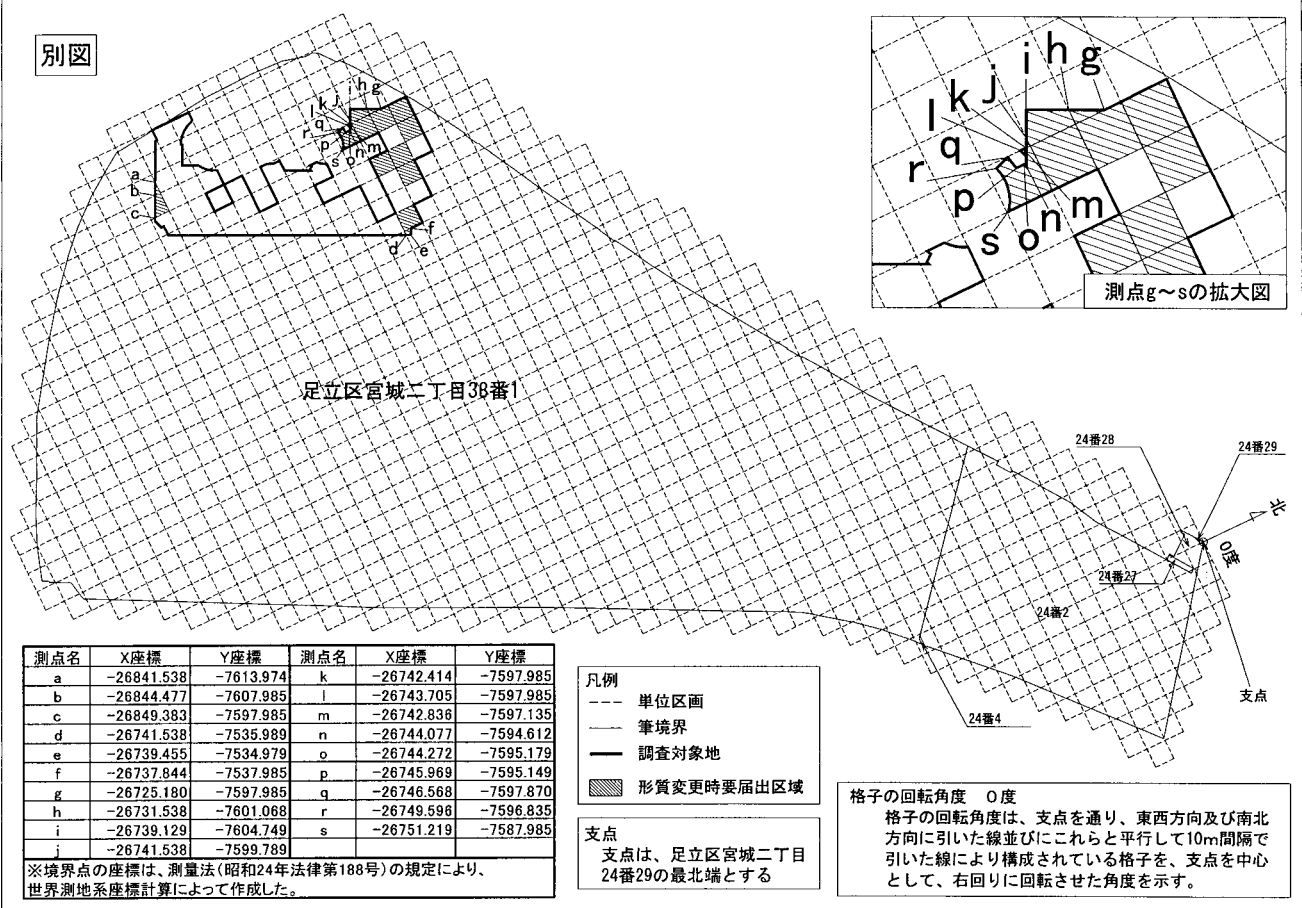
平成二十八年四月十三日

東京都知事 舩 添 要 一

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(足立区宮城二丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



●東京都告示第八百二十八号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年四月十三日

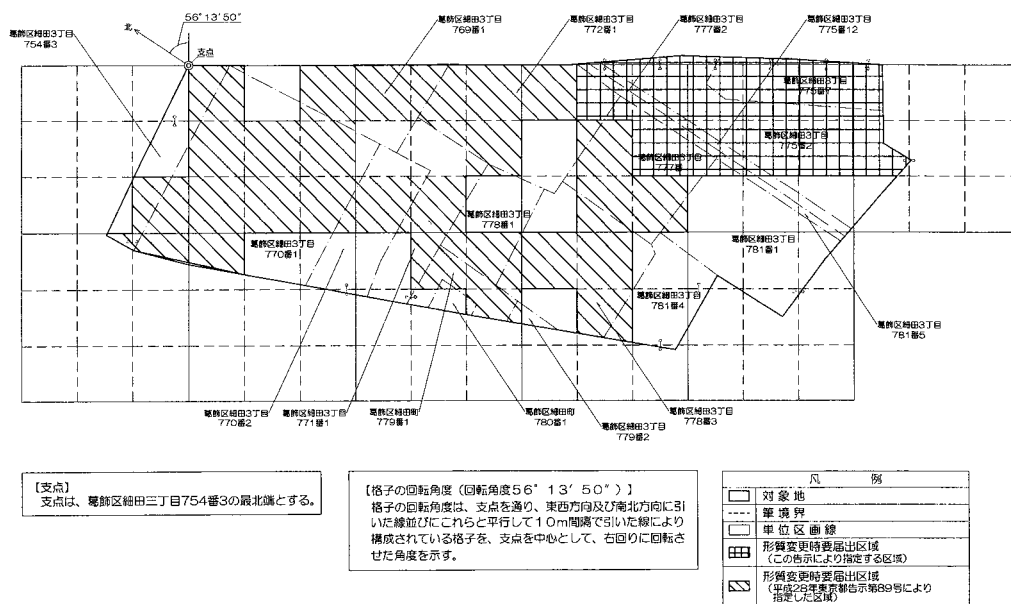
東京都知事 舩 添 要 一

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(葛飾区細田三丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



●東京都告示第八百二十九号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十八年東京都告示第三百三十六号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

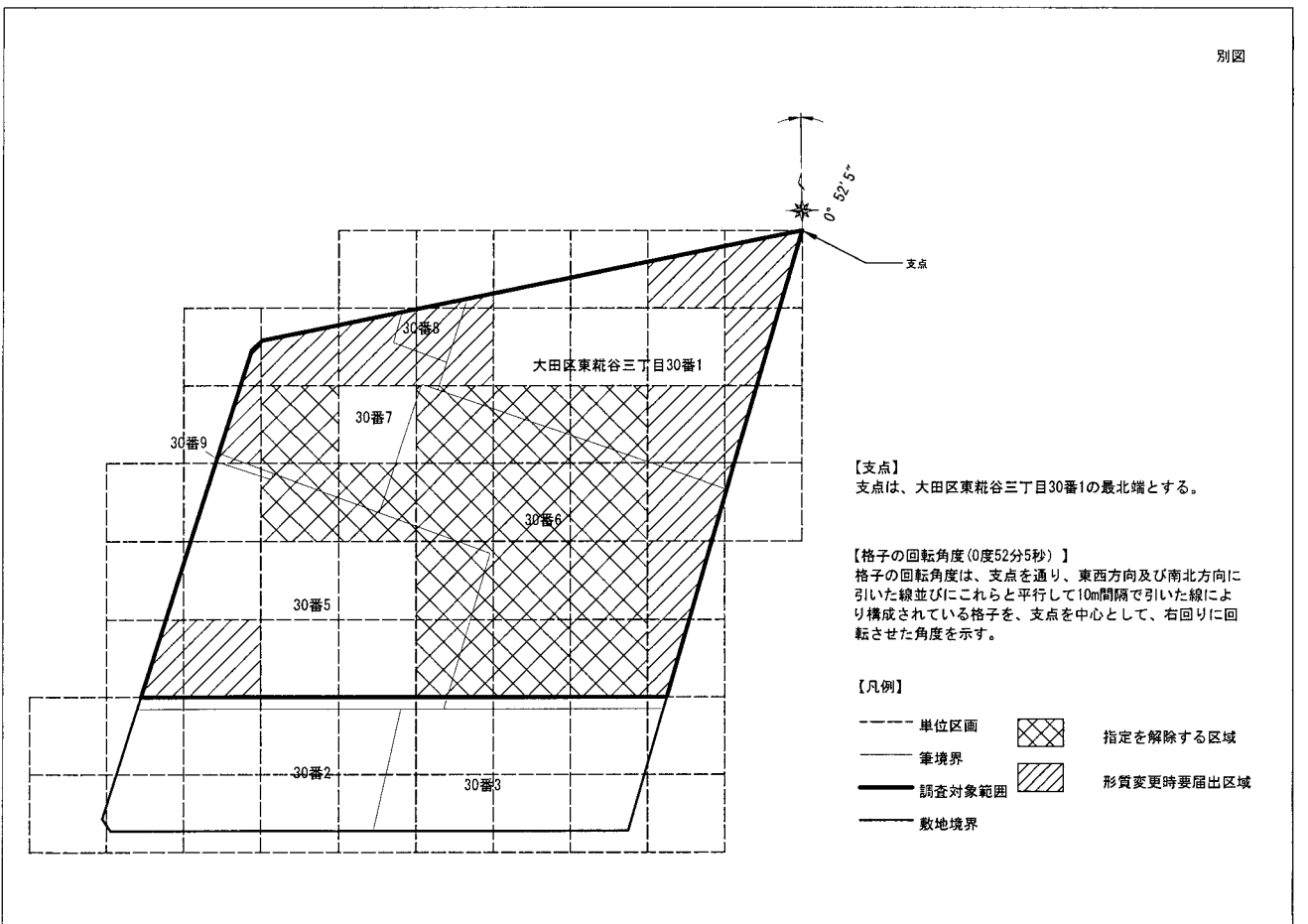
平成二十八年四月十三日

東京都知事 舛 添 要 一

一 指定を解除する区域 別図のとおり（大田区東糀谷三丁目地内）

- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 シアン化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 四 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



●東京都告示第八百三十号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、平成二十七年東京都告示第九百二十三号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年四月十三日

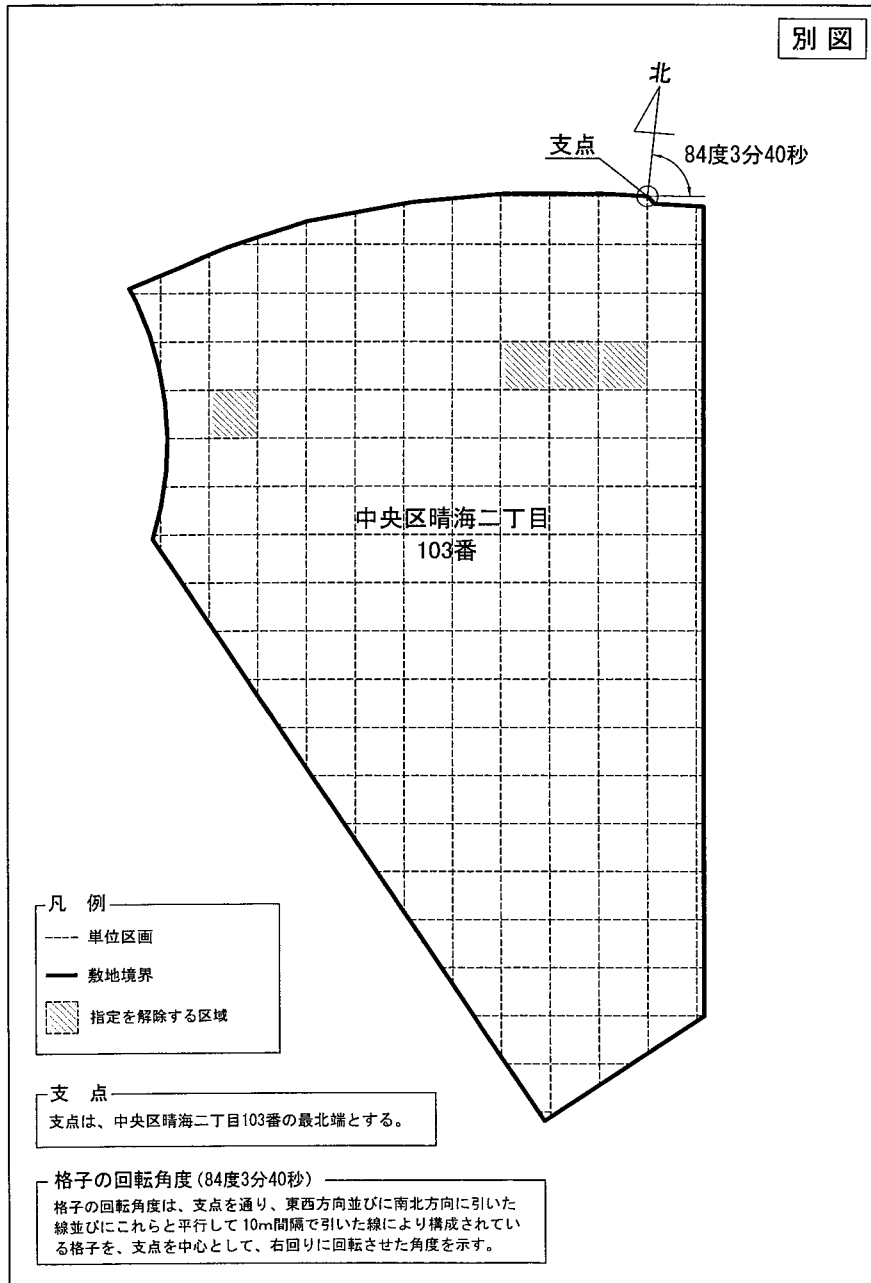
東京都知事 舛添 要 一

一 指定を解除する区域 別図のとおり(中央区晴海二丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 六価クロム化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



●東京都告示第八百三十一号

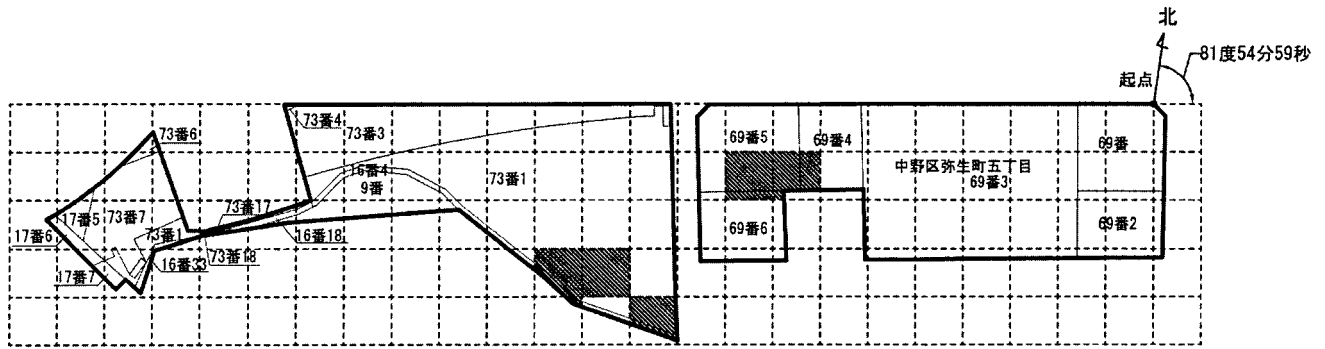
土壌汚染対策法 (平成十四年法律第五十三号) 第六条第四項の規定により、平成二十七年東京都告示第千百十号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第五項において準用する同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年四月十三日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり (中野区弥生町五丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則 (平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。) 第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 水銀及びその化合物並びに鉛及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 四 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



- 凡例
- : 敷地境界線
 - : 筆境界
 - - -: 単位区画
 - : 指定を解除する区域

【起点】
 起点は、中野区弥生町五丁目69番の最北端とする。

【格子の回転角度 81度54分59秒】
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第八百三十二号

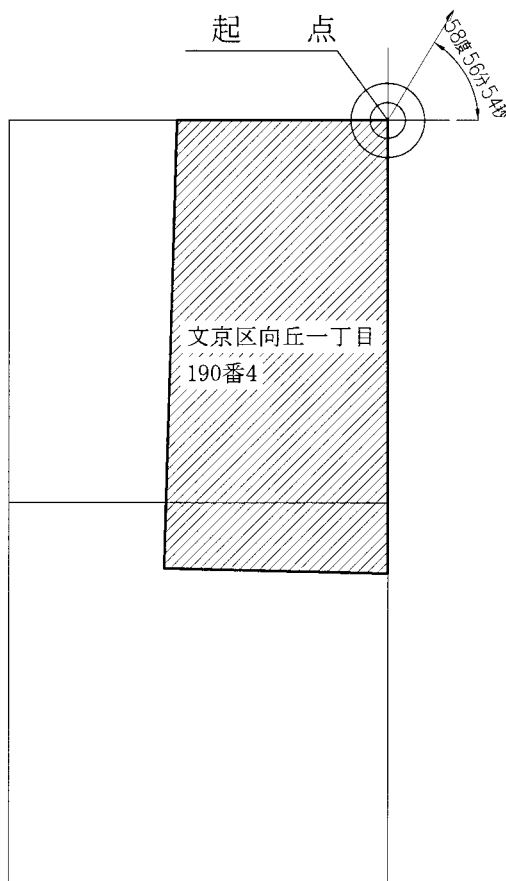
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十八年東京都告示第二百五十号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年四月十三日

東京都知事 舛 添 要 一

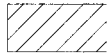
- 一 指定を解除する区域 別図のとおり（文京区向丘一丁目地内）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別 図



【起 点】
 起点は、文京区向丘一丁目190番4の最北端とする。

【格子の回転角度】 58度56分54秒
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により形成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

- 【凡 例】**
- 調査対象地・筆境界
 - 単位区画
 -  指定を解除する区域

●東京都告示第八百三十三号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十五年東京都告示第三百三十四号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年四月十三日

東京都知事 外 添 要 一

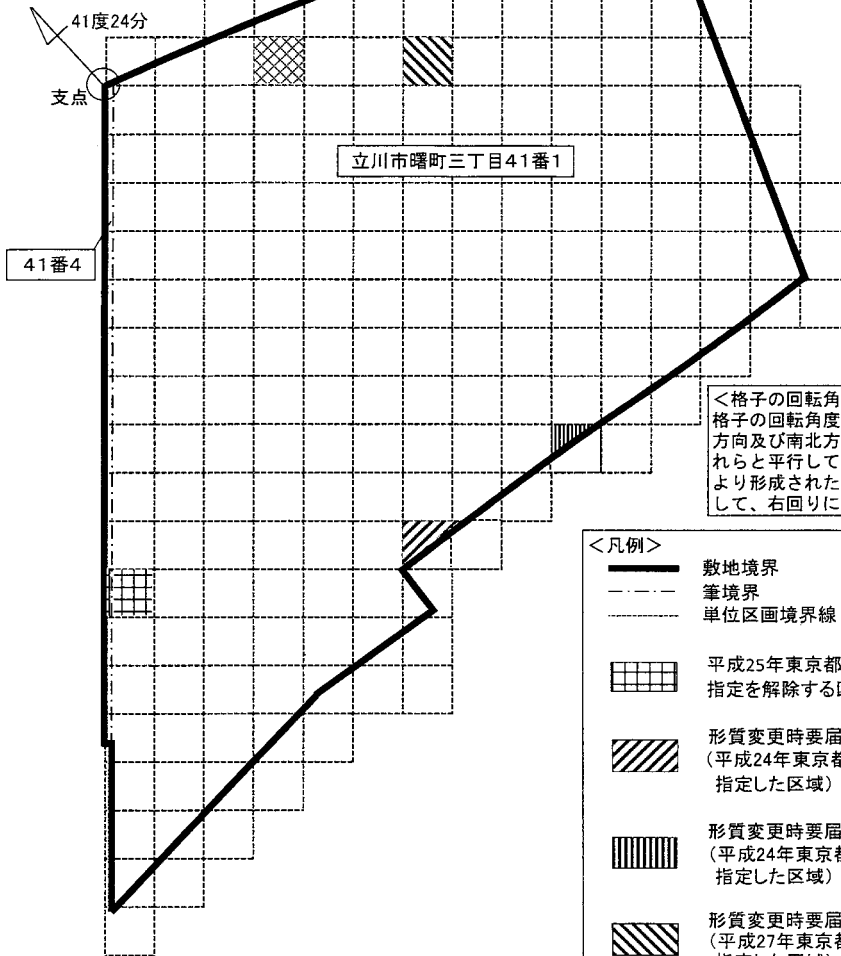
一 指定を解除する区域 別図のとおり（立川市曙町三丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図

<支点>
支点は、調査対象地(立川市曙町三丁目41番4)の最北端とする。



<格子の回転角度>41度24分
格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により形成された格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

- <凡例>
- 敷地境界
 - - - 筆境界
 - 単位区画境界線
 - 平成25年東京都告示第334号による指定を解除する区域
 - 形質変更時要届出区域(平成24年東京都告示第111号により指定した区域)
 - 形質変更時要届出区域(平成24年東京都告示第864号により指定した区域)
 - 形質変更時要届出区域(平成27年東京都告示第856号により指定した区域)
 - 形質変更時要届出区域(平成28年東京都告示第73号により指定した区域)

●東京都告示第八百三十四号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第百一号)第十八条第一項の規定により、農地中間管理機構から農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第三項の規定により公告し、当該農用地利用配分計画を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該農用地利用配分計画に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日までに東京都知事に意見書を提出することができる。

平成二十八年四月十三日

東京都知事 外 添 要 一

一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を 受ける者	賃借権の設定等を 受ける土地	氏名又は名称	住 所	所在地	面積(平方 メートル)
天野 律子	東京都新島村 若郷十一番二 号メゾン渡浮 根一号館二	天野 律子	東京都新島村	東京都新島村 字大場所九十 番ほか五筆	四、五一四
株式会社グリ ンデメテル	東京都新島村 字川原二百二 十三番地一	株式会社グリ ンデメテル	東京都新島村	東京都新島村 字大原二百五 十番ほか二筆	二、〇八五
日笠 秀男	東京都大島町 元町四丁目十 五番十九号	日笠 秀男	東京都大島町	東京都大島町 字北の山百六 十三番二	一、〇〇〇

二 申請年月日

平成二十八年三月二十五日

三 縦覧場所

東京都産業労働局農林水産部農業振興課
縦覧期間

平成二十八年四月十三日から平成二十八年四月二十七日まで

五 意見書の提出先

東京都産業労働局農林水産部農業振興課

公 告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十八年四月十三日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に含まれる地域の名称
住所及び氏名

西東京市住吉町三丁目二千六百十七番一
千代田区丸の内二丁目二番三号

株式会社フージュアスベニュー

代表取締役 森 俊哉

武蔵野市吉祥寺本町四丁目千八百二十二番一、同番二、同番六及び同番十
千代田区大手町一丁目六番一号

三菱地所レジデンス株式会社

代表取締役 小野 真路

調布市上石原二丁目三十七番七及び三十九番五
西東京市北原町三丁目二番二十二号

株式会社アーネストワン

代表取締役 松林 重行

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定したので、公告する。

平成28年4月13日

東京都収用委員会

会長 池田 眞 朗

- 1 起業者の名称 東京都
- 2 事業の種類 多摩都市計画公園事業第9・6・1号桜ヶ丘公園

- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等
- 4 土地所有者の氏名及び住所
- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
- 6 裁決手続開始決定年月日 平成28年4月1日

別記のとおり

別記

裁決手続の開始を決定した土地					土地所有者		土地に関して権利を有する関係人			備考	
所在	地番	地目	登記簿上の地積	実測地積	氏名	住所	氏名	住所	権利の種類		
東京都多摩市速光寺三丁目	17番1	宅地	m ² 623.92	m ² 623.92	m ² 623.92	萩原ミツ (持分4分の2)	東京都多摩市東寺方一丁目8番地の35メゾン聖蹟102				
						常間礼子 (持分4分の1)	東京都小平市大沼町四丁目44番23号				
						萩原真理子 (持分4分の1)	東京都多摩市東寺方一丁目8番地の35メゾン聖蹟102				

正 誤

○平成二十八年三月三十一日付東京都条例第五十九号
増刊29三十二ページ下段後ろから七行目から後ろから五行目までを削除する。

増刊29三十三ページ上段二十六行目の次に次のように加える。

別表二の項の表工業用その他の項中「604H」を「6189正」に改める。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

○平成二十八年三月三十一日付東京都条例第六十号

増刊29三十二ページ下段後ろから四行目から後ろから一行目までを削除する。

増刊29三十三ページ上段後ろから十三行目の前に次のように加える。

警視庁の設置に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十八年三月三十一日

東京都知事 舛 添 要 一

○平成二十八年三月三十一日付東京都条例第六十七号

増刊29三十五ページ下段八行目を削除する。

増刊29四十五ページ上段後ろから十七行目の前に次のように加える。

別表第五備考三中「又は」を「及び」に改める。

行 発

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一號
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定 価

本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七號
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

